

「自転車生活サポート」に関する重要事項説明

このたびは、株式会社ジェイコム各社*(以下、「弊社」といいます。)が提供する、「自転車生活サポート(以下、「本サービス」といいます。)」にお申し込みいただき、ありがとうございます。本サービスは弊社が定める「自転車生活サポート利用規約」に基づいてご提供いたします。

本書は、本サービスのご契約にあたり、お客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。内容について本サービスのお申し込みまでにご確認いただき、あらかじめご了承のうえご利用ください。

*株式会社ジェイコム各社とは、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社、横浜ケーブルビジョン株式会社、のいずれかとテレビ、インターネット、電話サービスなどをお客さまが契約している法人です。

□ ご契約条件について

- ✓ 弊社が提供する J:COM TV、J:COM NET、J:COM PHONE、緊急地震速報サービス(以下、「J:COM サービス」といいます。) に新たにお申し込みいただくと同時に、本サービスをお申し込みいただきご利用される方。
- ✓ 既に、J:COM サービスにご加入いただいており、新たに本サービスをお申し込みいただきご利用される方。
- ✓ 弊社が認める加入の条件を満たされている方。

□ 自転車生活サポートについて

- ✓ 本サービスは、お客さまが自転車生活サポート専用ダイヤルに自ら電話し、所定の事項を申告して自走不能地点への出動を要請することにより利用可能となる、自転車を自走不能地点からお客さまが指定する場所まで搬送するサービス(以下「自転車ロードサービス」といいます。)に、自転車搭乗中のケガや加害事故時の賠償などのトラブルに備えた保険(以下「『自転車生活サポート』付帯保険」といいます。)が付帯されたサービスです。
- ✓ 自転車ロードサービスは弊社が自転車ロードサービスにつき、お客様の委託を受けて自転車ロードサービスの提供会社(以下「自転車ロードサービス提供会社」といいます。)に対し取次を行い、当該対象顧客に対して実際に自転車ロードサービスが提供されるようにするサービスです。
- ✓ 「自転車生活サポート」付帯保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険で、保険金の額は、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金が 10 万円、日常生活賠償保険金が最大1億円となります。「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。なお、当該保険の詳細については、「自転車生活サポート利用規約」をご確認ください。

□ 本サービス月額基本料金について

サービス名	ご提供料金
自転車生活サポート	400 円(税込 440 円)

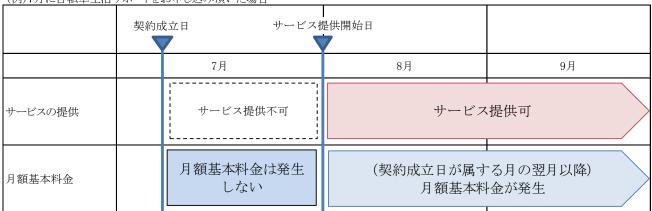
- ※ J:COM サービスの月額基本料金が別途必要です。
- ※ 既に弊社が提供する J:COM サービスにご加入のお客さま(自転車生活サポートと併せて J:COM サービスの追加申込みを行う お客様を含みます。)の場合、お客さまのお申込みを弊社が承諾した日の属する月は無料とし、お客さまのお申込みを弊社が 承諾した日の属する月の翌月から月額基本料金を請求します。J:COM サービスの新規申込みと同時に本サービスのお申込みをされたお客様の場合、J:COM サービスの工事完了日(お客さまご自身で設置される場合は、機器配送完了日)の属する月は 無料とし、J:COM サービスの工事完了日の属する月の翌月から月額基本料金を請求します。解約月は 1 ヶ月分の月額基本料金を請求します。

□ お申し込み時の注意事項

- 1. 自転車ロードサービスのご利用にあたってはお客さまが自ら自転車生活サポート専用ダイヤルに電話し、所定の事項を申告する必要があります。
- 2. 搬送距離が20km以下の場合、自転車ロードサービスの利用料金は月額基本料金に含みます。
- 3. 搬送距離が20kmを超える場合、別途自転車ロードサービス提供会社とお客さまが合意の上、搬送距離が20kmを超える部分の搬送費用をお支払い頂くことにより、自転車ロードサービスの提供を受けることができます。
- 4. ご契約者またはその配偶者、同居の親族(ご契約者またはその配偶者の6親等内の血族・3親等内の姻族)、別居の未婚の子 (婚姻歴のない方)のみが本サービスを利用することができます。なお、日常生活賠償保険金について、被保険者が責任無能 力者の場合における事故については、当該責任無能力者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わっ て当該責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- 5. 自転車ロードサービスの出動要請を行う方が未成年者である場合、自転車ロードサービスの利用について親権者であるお客 さまの了承が得られた場合に限り、自転車ロードサービスの提供を行います。
- 6. お住まいのエリア・交通事情・気象状況等により、サービスの提供に時間がかかる場合や、サービスの提供ができない場合があります。
- 7. 本サービスのご契約者は、JCOM株式会社があいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で保険契約を締結する同社の 傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険に自動的に加入し、当該保険の被保険者となります。なお当該保険 の詳細については、「自転車生活サポート利用規約」に定めるとおりとします。

□ サービス提供開始日について

(例)7月に自転車生活サポートをお申し込み頂いた場合



□ 自転車ロードサービスについて

- 1. 自転車ロードサービスの利用可能時間および利用可能地域は、以下のとおりです。
 - (1) 利用可能時間:24時間 365日
 - (2) 利用可能地域:日本国内(ただし一部離島は除く)
- 2. 以下の場合を初めとして、自転車ロードサービスの適用対象外となる場合があります。詳細は自転車生活サポート利用規約を ご確認ください。
 - (1) 対象自転車の盗難・紛失
 - (2) お客さまから専用フリーコールへの事前連絡がない場合
 - (3) 対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難または対象自転車の不具合等により、対象自転車を開錠できない場合
 - (4) ご契約者等の故意または重大な過失
 - (5) ご契約者等の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波その他の天災地変
 - (8) ご契約者等が自転車生活サポート利用規約に違反した場合
 - (9) その他サービス提供会社が自転車ロードサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

□ 「自転車生活サポート」付帯保険について

【補償開始日時・保険期間】

「自転車生活サポート」提供開始日の午前0時から補償開始となり、会員期間中補償が継続されます。 (注)なお、「自転車生活サポート」を解約された場合は、その手続きをされた日の当月末日午後12時をもって補償が終了します。

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30 日以内に「自転車生活サポート」の【**自転車生活サポート専用ダイヤル**】にご連絡ください。 ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【お申込みにあたってのご注意】

・「自転車生活サポート」付帯保険は、保険契約者を JCOM 株式会社、取扱代理店を au フィナンシャルパートナー株式会社(幹事代理店)、KDDI 株式会社(非幹事代理店)、引受保険会社をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とする傷害補償(MS&AD 型)特約セット団体総合生活補償保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。

□ 個人情報の取り扱いについて

- 1. 弊社は、本サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに 会員等にとって有益と考える情報(弊社等の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りませ ん。)の選定および配信の目的のために、個人情報を利用いたします。
- 2. 上記 1. の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあたっては、弊社が購入者の個人情報を利用することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3. 弊社は、本サービス提供にあたり、本サービスならびにこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上の目的達成のため、本サービス会員の個人情報(氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所・電話番号・お客様番号・本サービスの加入日および解約日)を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法を利用し、安全に配慮して自転車ロードサービス提供会社へ提供いたします。なお、個人情報の提供にあたっては、自転車ロードサービス提供会社と情報の取り扱いに関する契約を締結しております。
- 4. 本サービスを申込むにあたり、個人情報をご提供いただけない場合は、本サービスを提供することができません。
- 5. 本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、上記に定めるほか、弊社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 6. 「自転車生活サポート」付帯保険の引受保険会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、下記の利用目的のみに 個人情報を使用いたします。
 - (1) 保険引受の審査、本契約の履行のため
 - (2) 引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため

なお、(1)については、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、 再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシテイブ情報)については、保険業 法施行規則(第 53 条の 10)により、利用目的が限定されています。詳細についてはあいおいニッセイ同和損害保険株式会 社のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。

□ その他注意事項

1. サービスをご利用頂く場合は自転車生活サポート専用ダイヤルへご契約者よりご連絡ください。

自転車生活サポート専用ダイヤル	受付時間
0120-983-245	年中無休 24 時間

- 2. 料金未納に伴う強制解除など、弊社が行うサービスの解除が生じた後に、再度、サービスのご利用をご希望される場合は、新たにご契約が必要となりますので、弊社カスタマーセンターまでご連絡ください。
- 3. お客さまのお申し出による解除の場合も上記 2. と同様になります。
- 4. 本サービスのご利用によって生じるお客さまの損害および本サービスのご利用によりお客さまが第三者に対して与えた損害については、弊社は一切の責任を負いません。
- 5. 本サービスのご利用にあたっては、規約に基づき弊社が不適切と認めた利用者に対しては、本サービスの利用を即時解除する場合があります。なお、弊社が提供する他のサービスについても、同様に契約を解除する場合があります。

□ 弊社が定める規約

自転車生活サポート利用規約 (http://www.jcom.co.jp/area_search/?backto=yakkan_list)

以 上 内容現在 2022 年 6 月 1 日